

一般競争入札の実施について

下記のとおり一般競争入札を実施しますので、精華町契約規則第3条の2に基づき公告します。

令和8年6月29日

精華町長 杉浦 正省

記

1. 概要

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| (1) 業 務 名 | 水道施設空調設備保守点検等業務委託 |
| (2) 業 務 内 容 | 水道施設の空調設備の保守点検
※詳細は、別紙仕様書のとおり |
| (3) 履 行 場 所 | 相楽郡精華町 地内 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和8年8月1日から令和13年7月31日 |
| (5) 契 約 区 分 | 総価契約 |
| (6) 発注担当課 | 上下水道部 経理営業課 |
| (7) 入 札 方 式 | 紙入札 |

2. 入札参加資格要件等

(1) 共通要件

- ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ. 本一般競争入札参加申請書(以下「入札参加申請書」という。)等の提出期限日から入札執行の日までの期間に、精華町又は京都府の指名停止措置を受けていないこと。
- ウ. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされている者であること。
- エ. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- オ. 精華町暴力団排除条例（平成23年精華町条例第30号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- カ. 本公告に示した調達物品の仕様等を満たす物品を納入できることが認められる者

であること。

(2) 個別要件

- ア. 令和7・8年度精華町物品役務競争入札参加資格の施設・機械設備管理の「空調設備」の登録者であること。
- イ. 前記(2)アの資格者で、精華町内に本店又は支店、営業所を置くものであること。
- ウ. 環境省が規定する「十分な知見を有する者について」に記載されるフロン類の専門点検・定期点検について十分な知見を有する者を作業現場に配置できること。

3. 本契約締結の要件

- ア. 落札者が入札執行日から本契約締結日までの期間において、精華町又は京都府の指名停止措置を受けた場合、又は落札者の不正行為等が発覚した場合については、本落札決定を取り消すものとする。
- イ. この委託業務に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、令和9年度以降の各年度における本契約に係る予算の削減等により、契約を解除する場合がある。

4. 入札参加申請書等の作成及び提出等

(1) 入札参加申請書等の入手方法

精華町ホームページからダウンロード若しくは下記により交付する。

- ア. 交付期間 令和8年6月29日（月）から令和8年7月8日（水）まで（開庁日の午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時を除く。また、令和8年7月8日（水）については午後3時までとする。）
- イ. 交付場所 精華町上下水道部経理営業課（上下水道部事務所内）
- ウ. 入手費用 無料

(2) 入札参加申請書等の作成

(1)の方法により入手した入札参加申請書等をもって作成し、(3)で指定する期日内に提出すること。作成説明会は実施しない。

(3) 入札参加申請書等の受付

- ア. 受付日 令和8年7月7日（火）及び7月8日（水）
- イ. 受付時間 午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時を除く。）
- ウ. 受付場所 精華町上下水道部経理営業課（上下水道部事務所内）
- エ. 提出書類 以下の①～③ 各一部
 - ①一般競争入札参加申請書
 - ②入札参加申請書受付票
 - ③令和7・8年度物品役務競争入札参加資格審査申請受付書

※電子申請サイトからダウンロードしたもの

- オ. その他 入札参加申請書等は持参することとし、郵送又はFAXによる提出は受け付けない。

5. 入札の方法及び入札を執行する場所、日時等

(1) 入札方法

本業務の入札参加者出席のもとで、入札書の提出により執行する。

(2) 入札日時予定

令和8年7月23日（木）午前10時から

(3) 入札場所

精華町上下水道部事務所 2階 会議室

(4) 入札条件

ア. 入札保証金 免除

イ. 契約保証金 免除

ウ. 最低制限価格 無

エ. 内訳書提出 **必要**

オ. 入札及び契約等の事務取扱については、精華町契約規則及び法令その他の定めるところにより行う。

カ. 入札を辞退する場合は、入札開始時刻までに書面により経理営業課へ届け出ること。様式は任意とし、“辞退届”の表示、届出日、業務名、辞退理由、住所、社名、代表者名の記載、及び代表者印の押印があれば可とする。なお、事前に電話連絡のあった場合に限り郵送による届け出も可とする。（入札開始時刻までに必着のこと。）

キ. 入札会場への入場は、1社につき1名とし、出席者名簿と同じ番号の座席に着席すること。なお、代理人による入札は、委任状を提出すること。委任状の様式は、入札公告時に交付したもの又は準拠した様式とする。

ク. 委任状は入札会場に持参の上、入札関係職員へ手渡しすること。

ケ. 入札書の様式は、入札公告時に交付したもの又は準拠した様式とし、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。委任状を提出した場合は、入札書に記載する氏名・印は、委任状記載の受任者のものとする。

コ. 入札金額の積算根拠を明確にするため、入札執行時において、落札候補者となった者から内訳書の提出を求める。内訳書の様式は任意とするが、業務名、社名、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。**また、参考資料として添付する金抜設計書内の委託費内訳表の項目に一致させること。項目の名称についても同様に記載すること。**

サ. 入札金額は、内訳書の合計金額（消費税相当額を除く合計金額）に一致させること。なお、内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

シ. 入札書は封筒に入れ、入札日時及び場所にて入札関係職員の指示により、入札箱に投函すること。

ス. 質問等については、入札公告時に交付した質問書により提出すること。

質問書の提出期限：令和8年7月17日（金）正午まで

質問回答日：令和8年7月21日（火）午後5時までにFAXにて行う。
セ. 本契約の履行に際し関係法令及び契約書を遵守すること。状況により調査を行う場合がある。

(5) 入札の無効及び失格に関する事項

- ア. 入札に参加する資格のない者の行った入札
- イ. 入札参加申請書等に虚偽の記載をした者や提出しなかった者の行った入札
- ウ. 記名押印のない入札
- エ. 金額、氏名、その他重要な部分の誤脱もしくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の行った入札
- オ. 内訳書の提出が必要な入札案件においては、開札の日時において有効な内訳書を提出しなかった入札
- カ. 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む）をした者の行った入札
- キ. 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札
- ク. 入札関係職員の指示に従わない等入札の秩序を乱した者の行った入札
- ケ. その他、入札に関する条件に違反した者の行った入札

6. その他

- (1) 入札参加申請書等の提出により、直ちに入札参加資格を有するものではない。参加資格の有無については、申請内容を精査した上で後日書面にて通知する。
(令和8年7月15日予定)
- (2) 入札参加申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。
- (4) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当該の入札参加資格業者としないうちにも、精華町の指名停止措置を行うことがある。
- (5) 入札会場では、静粛を保ち、私語を慎むこと。また、入札会が開始されてから終了までの間は、原則として入札会場の出入りを禁止する。
- (6) 入札参加申請締切日において、入札参加者が1社のみ場合は入札を取り止める。

(問い合わせ先)

精華町 上下水道部 経理営業課

電話番号 (0774) 94-2049

FAX番号 (0774) 93-1243

メールアドレス keirieigyo@town.seika.lg.jp